

減免対象判断フローチャート

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な疾病（1ヶ月以上の治療を有する場合など）を負った

い
い
え

主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等が前年の3割以上減少する見込みである（事業、不動産、山林、給与のいずれか）

は
い

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等の、令和元年中所得が0より大きい（収入より経費が少ない）かつ、合計所得が0より大きい

は
い

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入以外の、令和元年中の合計所得額が400万円以下である

は
い

は
い

い
い
え

い
い
え

い
い
え

新型コロナウイルス感染症に係る減免の対象となる可能性があります

減免申請の際に収入等の確認を行いますので、次の書類をご用意の上、山鹿市役所長寿支援課へお問い合わせください
・主たる生計維持者の『帳簿、通帳、収支内訳書、給与明細』など、令和2年中の減少した収入状況がわかる資料及び『確定申告書の写しや源泉徴収票』などの令和元年中の収入状況や所得がわかる書類

新型コロナウイルス感染症に係る減免の対象外です

【問い合わせ先】
山鹿市役所 長寿支援課
TEL：0968-43-1180